

白鷹町誕生70周年記念

# 第59回白鷹若鮎マラソン大会

スタート／フィニッシュ

白鷹町立蚕桑小学校

9.22 SUNDAY  
日・秋分の日

秋の蚕桑路をランナーたちが駆け抜ける

## ■参加資格

- ・健康で自分が希望するコースを完走できる方
- ・5km 壮年男子の部は、2024年9月22日現在で、満40歳以上の方

## ■種目

- ▷ ハーフマラソン  
(制限時間2時間50分)
  - ①一般男子の部
  - ②一般女子の部
- ▷ 10km
  - ①高校の部
  - ②一般男子の部
  - ③一般女子の部
- ▷ 5km
  - ①女子の部(高校生以上)
  - ②壮年男子の部
- ▷ 3km
  - ①中学男子の部
  - ②中学女子の部
- ▷ 2km 小学生以上

## ■参加料

- 一 般………3,000円  
(2kmの部は2,000円)
- 高校生………2,000円
- 小・中学生…1,000円

## ■参加申込

- (1)「払込取扱票」による申込
  - ①申込方法：パンフレットにある「払込取扱票」にすべてご記入のうえ、最寄りの郵便局にて参加料を添えてお申し込みください。
  - ②申込期限：7月31日(水) 必着
- (2)「インターネット」による申込
  - ①申込方法：アールビーズ(ランナーズ)ホームページRUNNETからお申し込みください。※HMCCに参加を希望される方は、必ずRUNNETからお申し込みください。
  - ②申込期限：7月31日(水)  
※RUNNET「ゆずれ〜る」ご利用成立の場合は8月2日(金)

## ■表彰

- ・3km、5kmの部は6位まで表彰
- ・10km およびハーフマラソンの部は、男女とも30歳未満、30歳代、40歳代、50歳代、60歳代、70歳以上の年齢区分ごと6位まで表彰
- ・2kmの部小学生は各学年男女6位まで表彰(1位はメダル授与)  
※2kmの部一般の表彰はありません。

## ■注意事項

暑さ指数が厳重警戒レベル(WBGT)28以上に達した時、大会を中止・中断する場合があります。

## ■その他

- (1) 駐車場
  - ①白鷹町スポーツ公園駐車場  
(西置賜郡白鷹町大字鮎貝1593-2)
  - ②白鷹町立鮎貝小学校駐車場  
(西置賜郡白鷹町大字鮎貝5215)
  - ※それぞれの駐車場から無料シャトルバスにより、会場へ送迎します。
- (2) RUN as ONE - Tokyo Marathon 2025 (一般)  
ハーフマラソンの部、10kmの部を完走した方から抽選で3名に東京マラソン2025の出走権が与えられます。(エントリー料および交通費等の経費は自己負担となります。)
- (3) HMCC(ハーフマラソンチャレンジカップ)  
白鷹若鮎マラソン大会は、一般財団法人アールビーズ財団が実施しているHMCC(ハーフマラソンチャレンジカップ) 参加大会です。優れたチャレンジをした参加ランナー、運営ボランティアに関わる団体、学校、個人等を「HMCC年間大賞2024」として、HMCC事務局から賞が授与されます。詳しくは、大会ホームページをご覧ください。



スポーツくじ



白鷹若鮎マラソン大会は、スポーツ振興くじ助成を受けています。スポーツ振興くじ助成金は、東陽グラウンドや野球場・ソフトボール場の改修など、白鷹町の多くの施設に使われています。スポーツくじの購入にご協力ください。

【申し込みに関する問い合わせ】

教育委員会生涯スポーツ係「白鷹若鮎マラソン大会実行委員会事務局」

☎85-6147(直通) / [HP] <https://www.town.shirataka.lg.jp/1280.htm>

# 個人住民税の定額減税について

## 対象となる方

前年の合計所得金額が1,805万円以下の個人住民税所得割の納税義務者

## 減税額

本人、配偶者を含む扶養親族1人につき、1万円

※1 定額減税の対象となる方は、国内に住所を有する方に限ります。

※2 同一生計配偶者および扶養親族の判定は、原則、前年12月31日の現況によります。

※3 控除対象配偶者以外の同一生計配偶者の方がいる場合は、令和7年度分の個人住民税において1万円の定額減税が行われます。

## 徴収方法（令和6年度分）は以下のとおりとなります

### ①給与所得に係る特別徴収（給与所得者の方）

▶令和6年6月分は徴収されず、定額減税「後」の税額が令和6年7月分～令和7年5月分の11カ月で均されます。



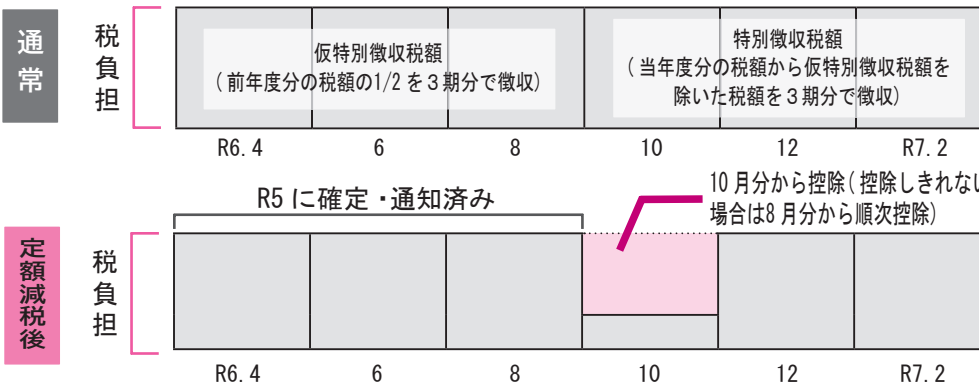
### ②普通徴収（事業所得者等の方）

▶定額減税「前」の税額をもとに算出された第1期分（令和6年6月分）の税額から控除され、控除しきれない場合は、第2期分（令和6年8月分）以降の税額から、順次控除されます。



### ③公的年金等に係る所得に係る特別徴収（年金所得者の方）

▶定額減税「前」の税額をもとに算出された令和6年10月分の特別徴収税額から控除され、控除しきれない場合は、令和6年12月分以降の特別徴収税額から、順次控除されます。



## その他

■定額減税後の税額で納税通知書をお送りします（減税額も記載されています）。

■減税しきれない場合は、別途給付金（調整給付）が支給されます。

対象の方には、今後個別にお知らせします。



◀所得税の定額減税の詳細は、国税庁ホームページ「定額減税特設サイト」をご参照ください。  
(<https://www.nta.go.jp/users/gensen/teigakugenzei/index.htm>)

【問い合わせ】 税務出納課町民税係 ☎85-6132